

令和3年5月7日

新規共済事業説明会 Q&A

- Q 1. 3月の部活動中にけがをしたが、大丈夫と思って放っておいた。4月になって医療機関にかかったところ骨折と判明し医療機関に通院し始めた。見舞金の申請はできるか？
- A 1. 部活動中の事故による負傷見舞金給付は、令和3年度からの新規共済事業です。したがって令和2年度の3月の負傷についての申請はできません。今年度以降は3月の負傷について年度を越えても申請可能です。
- Q 2. 部活動中に交通事故にあつて負傷した。その場合は申請ができる？
- A 2. 日本スポーツ振興センターの災害給付が行われたいもの一つに交通事故があります。安振会の部活動中の見舞金給付は日本スポーツ振興センターの給付決定があつたことが申請条件になりますので、原則、交通事故は申請できません。ただし、相手が不明もしくは損害賠償を受けることができない交通事故の場合は日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となり、その場合は安振会に見舞金給付の申請が可能です。
- Q 3. 中学校3年生の部活動中の事故で、中学校在籍中には給付額が1万円に届かなかったが、高校進学後に1万円に達した場合はどのように申請すればよい？
- A 3. 中学校在学中に負傷が治癒しない場合は、日本スポーツ振興センターの災害給付について、進学先の高等学校に申し送りをされることとなります。高等学校に進学以降は中学校が給付事務に関わることができないので、大変お手数ですが進学先高等学校と連絡を取り、中学校から安振会に見舞金申請をするようお願いいたします。
- Q 4. 小児医療証を使用して受診した場合、申請はできるのか。
- A 4. 安振会の部活動中の負傷に対する見舞金給付は、日本スポーツ振興センターの給付決定が1万円以上に対して申請することが可能です。小児医療証を使用しても、その要件を満たせば申請できることとなります。
- A 5. 見舞金等請求申請書（部活動中の事故）に「事故月から7か月までの分」とあるが、7か月なのか7か月分なのか？
- Q 5. 日本スポーツ振興センターの給付決定通知が届くタイミングを考慮し、事故月から7か月までの期間について申請ができるとしました。
- 例えば、4月の事故の場合は10月の給付決定通知の分まで申請ができることとなります。まだ治療等が継続していても、11月以降の分については申請することはできません。